

国際課税のケース・スタディ

相続税課税における在外財産の評価

〔事例〕

甲は自ら米国に不動産投資を目的として米国法人A社を設立した。A社は米国において不動産を購入し、その不動産を賃貸している。先日甲が死亡したため、相続税の問題が生じた。この場合の日米における相続税の課税関係はどのようになるのか。なお、A社は甲及びその親族のみが株主である同族法人であり、甲及びその相続人はすべて日本に住所を有する者である。

〔ポイント〕

- 1 米国における遺産税課税の概要
- 2 日米相続税租税条約の適用
- 3 甲の所有していたA社株式に対する米国における評価と課税
- 4 甲の所有していたA社株式に対する日本における評価と課税
- 5 日本の相続税課税における外国税額控除の方法

〔解説〕

1 米国連邦遺産税及び贈与税の概要

(1) 総論

米国市民又は米国居住者の場合、米国及び外国に所在する財産に係る相続、贈与のすべてについて米国で連邦遺産税及び贈与税が課される。外国人非居住者の場合、米国内に所在する財産のみが

課税対象となる。

(2) 米国市民及び米国居住者

1976年の税制改正により贈与税と遺産税が同一の税率となる統合税率 (unified transfer rate) により、贈与税及び相続に対する課税が行われる。

イ 贈与税

贈与税は生前の贈与の累積金額に対し統合税率により課税される。課税標準は贈与した財産の時価を基準とし、年間の基礎控除額1万ドルで税額が計算され贈与した者が納税義務者となる。また、夫婦間の贈与は非課税である。

ロ 遺産税

遺産税は被相続人が死亡時に所有していた財産の価額から被相続人の債務、財産管理費用、慈善団体等への寄付金、配偶者への財産の移転等の価額を控除した金額を課税標準として被相続人が納税義務者（実際には、原則として遺言執行者が納税義務者となる（注））となる。

税額計算は課税遺産額に1976年以降になされた生前贈与の累積金額を加算した金額に統一税率を適用する。その税額から控除できる項目としては、納付済みの贈与税、統一税額表に定められている生涯税額控除額 (cumulative lifetime credit)、州税としての遺産税額、外国遺産税額等がある。

(3) 外国人非居住者の場合

イ 贈与税

米国で課税対象となる財産は、贈与の時点で米国に所在する不動産、動産である。税額計算で控

除されるものとしては、所定の慈善寄付金、基礎控除の1万ドルであり、米国市民及び米国居住者に認められている配偶者への贈与の非課税は認められない。また、贈与税の税率は米国市民及び米国居住者と同様である。

ロ 遺産税

外国人非居住者の遺産総額は被相続人の死亡時に米国に所在する財産に限定される。具体的には、米国に所在する不動産、米国法人の株式等が課税対象となり、銀行預金はその対象から外されている。また、米国の課税遺産額に対応する債務及び費用は控除可能である。さらに、米国の慈善団体への寄付金も控除できる。なお、配偶者への相続分の控除はない。

外国人非居住者の相続には統合税率の適用はなく6%から30%の税率適用となる。この税額表に

よる免税点は6万ドルである。なお、一定の税額控除は認められる。

(4) 財産の評価

財産評価の原則は、両当事者間の自由な取引金額としての時価(fair market value)とされている。不動産取引業者は州当局の免許が必要である。不動産の鑑定士にはこのような免許制度はないが、全米協会である Appraiser's Institute の会員であることが必要とされている。しかし、土地の評価については日本のように路線価等の評価のガイドラインがないため、不動産の評価については鑑定士に依頼して評価を行い、その鑑定報告書に基づいて申告することになる。

(5) 申告

被相続人の死亡後9ヵ月以内にすべての者は申告をしなければならない。申告書は被相続人の死

国税ニっぽれ話

確定申告後の税務調査に注力……●

►確定申告も無事に乗り切り、国税局、税務署では7月の定期異動まで、税務調査に力を入れる。「大都市局では土地の高騰もあって譲渡所得が増えたり、景気の拡大で事業所得も順調だったようで何よりだった」(国税庁幹部)と税収増を期待して表情もゆるみがちだが、「これからは、申告内容を分析して申告漏れに対しては厳しくチェックしていく」(同)とキッパリ。

►所得、法人、資産、調査、査察の各部門の税務調査の結果はもちろんだが、各国税局の「資料調査課」は、所得、法人を問わず広域、複雑な事案ばかりを手がけているだけに「その活躍を注目している」(同)と大いに期待している様子。

►62年中の調査結果でも、2,441件を調べて2,035億4,800万円の申告漏れや所得隠しを摘発、重加算税を含め1,000億1,000万円の税金を追徴している。「法定資料はもちろん各種取引資料、情報の収集を行っているので、調査対象の選定も適確だし、機動的な職員配

置をしたり工夫をこらしているし、期待してもらっても結構だ」(資料調査課)と強気で、「特に資本取引といったグループ調査についてはかなりノウハウもそろえたので……」(同)と自信たっぷり。

積極的に“租税教育の充実”図る……●

►学習指導要領の11年ぶりの改訂を機会に国税庁は文部省に対し「租税教育の充実」を図るよう積極的な働きかけを行っており、「今回が正念場。あらゆる機会をとらえて PUSH していきたい」(広報課)。

►日本の学校教育では、税金についての問題をほとんど取り上げておらず、国会や政府税調でも再三にわたって指摘され、国税庁でも毎年、文部省に申入れをしているものの目立った成果はあがっていない。「子どもの時から教えておけば納税道義も高まり、悪質な脱税もなくなる。幸い、最近では国民の税金に対する関心が高まっているし、いまがチャンスと考え、真剣に取り組んでいる。長期戦になりそうだが、不退転の覚悟だ」(同)と闘志を燃やし、「これにメドがつけば教科書会社にもかけあって、記述内容を充実するよう要望していくつもりだ」(同)ととどまるところを知らない。

亡時の住所を管轄する IRS のサービスセンターに提出される。なお、申告書には課税標準算定のために必要な各種の資料を添付しなければならない。

2 日米相続税租税条約

米国は被相続人に課税する遺産課税であるが、日本は相続人に課税する相続財産課税を行っているため、被相続人が米国市民あるいは米国居住者で日本に財産を有する場合もしくは相続人が日本に居住し米国内に財産を有する場合において、日米間で二重課税が生ずることになる。そこで、このような二重課税を排除するために、両国は相続税租税条約を締結し、財産所在地国を確定して課税し、納税義務者の居住地国がその財産に対して課税する場合は財産所在地国の税額を外国税額控除することとしている。法人の株式については、その法人が設立又は組織された準拠法が施行されている国にあるものと定めている(同租税条約第3条(1)(b))。米国国内法では、米国法人の株式は米国内に所在すると見なされて、外国人非居住者の遺産課税の対象とされる(内国歳入法§2104(a))。租税条約においても国内法と同様に規定しているため、結局は米国国内法どおりに課税される。

〔検討〕

1 甲の所有するA社の株式に対する 米国における評価と課税

この場合A社は100%同族株主により所有されている法人とする。米国国内法では株式の評価は原則として市場における時価とされているが、市場価格のない同族法人の株式については、日本のように「取引相場のない株式の評価」の取扱いのように定まった算式を公表していない。米国国内歳入庁はこの種類の株式を評価する際に考慮すべき要素についてのみ定めているため、下記の掲げる要素のいずれか、又は、いくつかを検討する必

要がある。なお、外国人非居住者は、遺産税に対して、3,600ドルの税額控除を受けることができるため、6%の税率で還元して課税遺産総額6万ドルが免税点となる。

A社の株式の評価を行う場合、次の事項を考慮しなければならない。

- (1) 会社の純資産
- (2) 会社の将来の収益力
- (3) 配当支払い実績
- (4) 事業上の暖簾
- (5) 同一産業における地位、概況
- (6) 同種又は類似の他の法人の株式の価値

例えば、会社の純資産額が30万ドルで、過去5年の平均純利益が10万ドル、同業種の対資産の収益率を10%とすると、次のような方式でその株式の評価が行われる。

過去5年の平均純利益	100,000
同業種の対資産の収益率	<u>30,000</u>
	(300,000×10%)
超過収益力	70,000
暖簾の価値	350,000
	(70,000×5)
会社の純資産額	<u>300,000</u>
会社の株式の価値の総計	<u>650,000</u>

なお、過去5年の平均純利益に臨時的な利益が加算されている場合、あるいは被相続人が当該法人の事業活動に重要な貢献を行い、暖簾の価値自体は属人的であるとされる場合等においては、課税遺産総額は減少することになる。

本事例の場合、上記の要素を総合的に勘案して評価することになるが、会社の資産のうち土地の占める割合が多い場合、遺産評価の原則が時価であることから、会社の資産の帳簿価額を株式評価の基本とすると、しばしば帳簿価額は実際の価値を反映しないため課税当局との間に問題が生ずることになる。従って、相続の発生時における会社

の保有する上地について専門家(expert appraiser)に評価を依頼し、当該土地の時価が帳簿価額と乖離しているときはその評価益を株式の評価の際に考慮すべきこととなる。なお、米国では日本の路線価に相当する土地評価の基準等がないため、専門家が当該上地の収益力等を参考に土地を評価することとなる。

2 甲の所有していたA社株式に対する

日本における課税と評価

本事例における相続人はいずれも無制限納税義務者であることから、外国に所在する在外財産も日本における相続税の課税対象となる。その場合の当該株式の評価については、わが国の相続税法では相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取得のときにおける時価によると規定されている（相法22条）。従って、相続の場合には原則として被相続人の死亡した日が課税時期となり、その課税時期の時価で評価が行われることになる。この場合の時価とは、課税時期に不特定多数の当事者間で通常成立すると認められる価額をいうとされているため、米国における評価原則と同様である。従って、原則として米国において評価された株式の評価額はわが国の相続税法にいう時価と同一のものとなるので、米国における評価額を邦貨換算した金額が相続税の課税価格となる。

3 外国税額控除の方法

本事例では、甲が所有するA社の株式についてA社が米国法人であることを理由に米国において

遺産税課税がある。また、日本において甲の相続人がいずれも無制限納税義務者であるため、当該株式に対しては日本においても相続税が課税される。その結果、当該株式について日米両国で課税という二重課税が生じるため、納税義務者の居住地国である日本において米国での課税額を税額控除することになる（相法第21条）。

現在米国における外国人非居住者の遺産税の税率は6%から最高30%（日本は10%から最高75%）であるため、おおむね米国で支払う遺産税は日本で外国税額控除されることになる。相続税の控除限度額を超える部分の外国税額の金額については控除はできない。

相続税の控除限度額の計算は税額控除前の相続税額に相続財産総額のうちに在外財産の価額の占める比率を乗じて算定する。すなわち、税額控除前の相続税額のうち在外資産に係る税額相当額が外国税額控除の限度とされる。

（注）米国の遺産相続の手続について説明すると、すべての相続事件は最初に検認裁判所(probate court)へ申し立てられる。遺言を残した場合、遺言執行者が指定され、遺言の検認と遺言執行状の発給を裁判所に申し立てる。遺言がない場合には遺産管理書の発給を申し立てる。これらの者が裁判所の監督の下に遺産の清算手続を開始し、裁判所の指定を受けた後3ヵ月以内に正式な相続財産目録を作成し、裁判所へ提出する。また、これらの作業と並行して連邦及び州に対して納税申告書を作成して申告を行う。

（参考文献：石川稔「遺産相続にしひがし」国際税務 Vol. 3, No. 5）

（税理士 小沢 進）

▶▶▶ 新 法 令 ◀◀◀

▶個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第28条の2第1項第4号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第66条の12第1項第4号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件

の一部を改正する件（昭63.2.29大蔵省告示第25号）は、新たに別表に軽減課税特別措置法第28条の2第1項第4号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第66条の12第1項第4号に掲げる負担金に係る公益法人等及び基金を指定する件